

# 緊急輸送道路沿道等建築物とは？

緊急輸送道路沿道等建築物は、以下のいずれかに該当する建築物です。

## 1 緊急輸送道路沿道建築物

緊急輸送道路とは、地震直後から発生する緊急輸送などを円滑に行うための道路として、東京都耐震改修促進計画に位置付けられた高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点とを相互に連絡する道路のことです。

緊急輸送道路の沿道建築物は、主に以下の2つに分けられます。

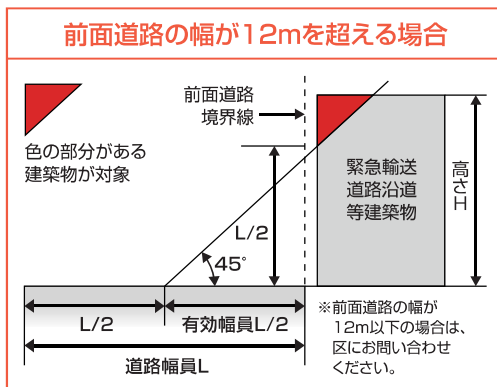
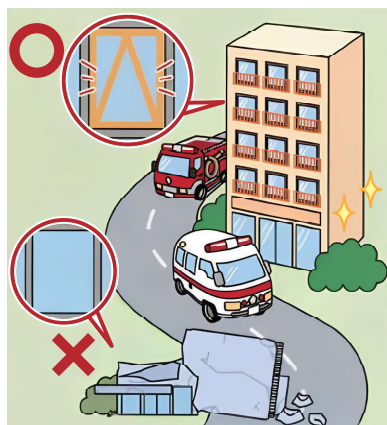


### 1-1 特定緊急輸送道路沿道建築物

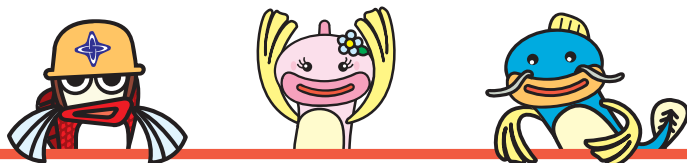
緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震化を図る必要があると認める道路として、東京都が「特定緊急輸送道路」として指定した道路に敷地が接する、一定高さを超える建築物（「図：沿道建築物の高さ要件」参照）

### 1-2 一般緊急輸送道路沿道建築物

特定緊急輸送道路以外の緊急輸送道路である「一般緊急輸送道路」に敷地が接する建築物のうち、地上3階建て以上かつ一定高さを超える建築物（「図：沿道建築物の高さ要件」参照）



図：沿道建築物の高さ要件



## 2 防災拠点等機能確保建築物

大地震時に防災拠点等となる建築物(\*)の機能継続を図るために、重点的に耐震性の向上を図る必要がある建築物のことをいいます。

(\*)中央区地域防災計画に定める避難所となる予定施設、福祉避難所となる予定施設及び地域内輸送拠点

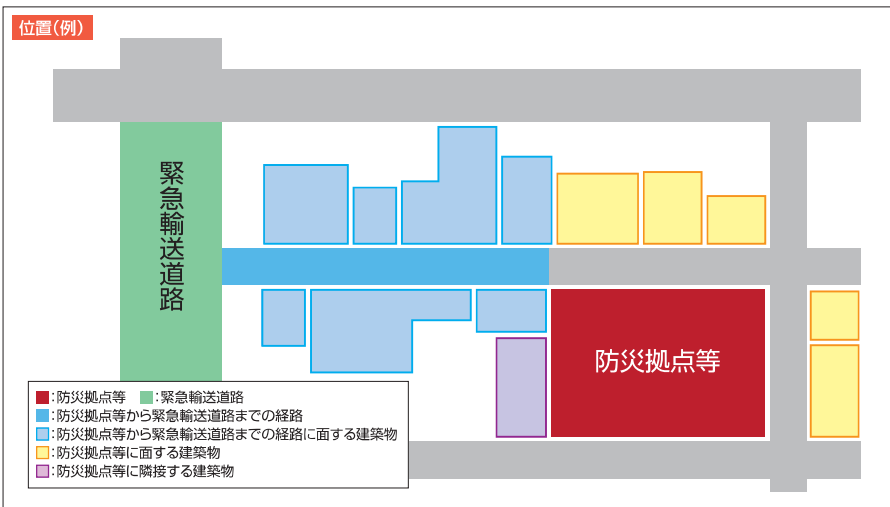
### 2-1 防災拠点等機能確保建築物

- ・防災拠点等から緊急輸送道路までの経路に面する建築物
- ・防災拠点等に面する建築物のうち、地上3階建て以上かつ一定高さを超える建築物（「図：沿道建築物の高さ要件」参照）です。



### 2-2 防災拠点等隣接建築物

防災拠点等に隣接する建築物のうち、地上3階建て以上の建築物です。



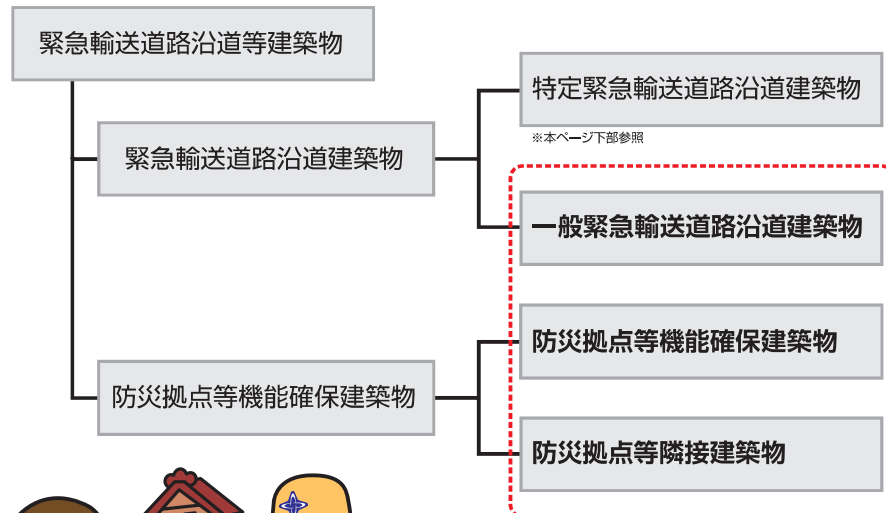
「緊急輸送道路網図」の最新版はHPで公開しています。こちらからご覧ください。⇒



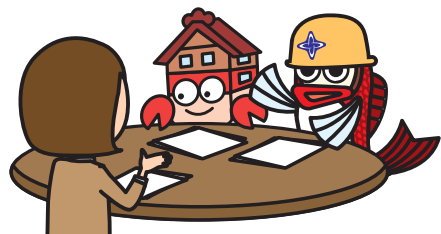
# 緊急輸送道路沿道等建築物の助成制度

## 助成対象について

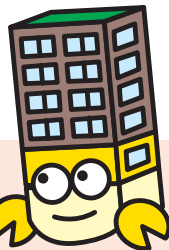
助成対象となる建物は、特定緊急輸送道路沿道建築物以外の緊急輸送道路沿道等建築物です。



本ページの助成制度の対象建築物



緊急輸送道路沿道等  
建築物の概要  
⇒9ページへ



## 特定緊急輸送道路沿道建築物

別途助成制度があります。こちらからご覧ください。⇒



### 所有者の義務

- ・報告書の提出など、所有者の義務について掲載しています。
- ・報告書の様式も掲載しています。

HP



### 耐震診断結果等の公表

- ・「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づいて、報告のあった耐震診断結果などの概要を公表しています。

HP

